令和５年度大阪府新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための

救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金交付要領

（目的等）

第１条　大阪府（以下「府」という。）は、新型コロナウイルス感染症の症状に類似する発熱や咳等の呼吸器症状を有している患者（以下「類似症状患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的として、予算の定めるところにより、大阪府新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

（補助事業者）

第２条　補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、類似症状患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の開設者とする。

（補助対象経費及び交付額）

第３条　補助対象経費は、別表第２欄に定める経費とし、その交付額は別表に定める基準により算出した額とする。

２　この補助事業における対象経費は、令和５年４月１日から令和６年３月31日までに納品され、整備が完了した設備等に要した費用に限る。

（補助金の交付申請）

第４条　規則第４条第１項の規定による申請書（様式第１号）は、知事の定める日までに提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 要件確認申立書（様式第２号）
2. 暴力団等審査情報（様式第３号）
3. 口座振替依頼書（様式第４号）
4. 誓約書（様式第５号）
5. その他知事が必要と認める書類

（経費等の内容変更等）

第５条　規則第６条第１項第１号及び第２号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の減額を伴う経費の配分又は事業内容の変更とする。

２　規則第６条第１項第１号又は第２号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、変更交付申請書（様式第６号）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

３　補助事業の内容の変更により、交付決定の額を変更する必要がある場合は、前項の例により変更することができるものとする。

（交付の条件）

第６条　規則第６条第２項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告してその指示を受けなければならない。

（２）（１）の規定による報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。

（３）補助事業者は、補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

（４）補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。

（５）この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（６）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、第11条に定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

（７）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を府に納付しなければならない。

（８）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（９）補助事業の完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書（様式第９号）により、速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する団体の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、当該仕入控除税額の全部又は一部は、府に納付しなければならない。

（10）知事は、補助事業者が規則第５条の規定による補助金の交付決定の前に行った事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。ただし、令和５年４月１日以降に執行した経費に限る。

（補助金交付の申請の取下げ）

第７条　補助金の交付を申請した者は、規則第７条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第８条　規則第12条の規定による実績報告は、実績報告書（様式第８号）を、補助事業の完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日以内又は翌年度の４月30日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第９条　知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に、当該補助金を交付するものとする。ただし、知事は必要があると認める場合には、規則第５条の規定による補助金の交付の決定後、その交付の決定した額の全部又は一部を概算払により交付できるものとする。

２　前項ただし書の規定による補助金の交付を受けようとするものは、速やかに補助金交付請求書（様式第７号）を知事に提出しなければならない。

（取得財産の処分制限）

第11条　規則第19条ただし書き並びに同条第４号の規定により知事が定める期間及び財産の種類は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に準ずるものとする。

（検査等）

第12条　知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の返還等）

第13条　知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができるものとする。

（１）補助事業者が、法令、規則、本要領、補助金の交付決定の内容、これに附した条件に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

（４）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

２　知事は、前項の取消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができるものとする。

３　知事は、第１項第１号から第３号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95％の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

５　知事は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第14条　この要領に定めるものの他、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附　則

　この要領は令和５年４月28日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

　この要領は令和５年５月30日から施行し、令和５年５月８日から適用する。

附　則

　この要領は、令和５年10月13日から施行し、令和５年10月１日から適用する。

別表

補助金交付基準（設備整備事業）

大阪府新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業における設備整備事業に係る補助金交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）次表の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額と当該事業に要する事業費から寄附金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　基準額 | ２　対象経費 | ３補助率 |
| （１）初度設備費133,000円（１床当たり） | （１）医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費 | 10分の10 |
| （２）個人防護具3,600円（１人当たり） | （２）～（９）医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費 |
| （３）簡易陰圧装置4,320,000円（１床当たり） |
| （４）簡易ベッド　51,400円（１台当たり） |
| （５）簡易診療室（注）及び付帯する備品実費相当額 |
| （６）ＨＥＰＡフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）905,000円（１施設当たり） |
| （７）ＨＥＰＡフィルター付パーテーション 　　 205,000円（１台当たり） |
| （８）救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う（類似症状）患者 の診療に要する備品300,000円（１施設当たり） |
| （９）周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う（類似症状）患者に使用する保育器1,500,000円（１台当たり） |

注　「簡易診療室」とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

注　令和２年度、令和３年度、令和４年度、令和５年４月１日から９月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、第１欄のうち個人防護具以外は対象外とする。

注　個人防護具は、「新型コロナウイルス感染症の令和５年１０月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に使用するものに限る。